

税の優遇措置

【法人の場合】

1) 受配者指定寄付金（全額が損金に算入される寄付金）

日本私立学校振興・共済事業団に学校法人神奈川大学を受配者に指定して寄付をされる場合は、法人税の規定により寄付金の全額を当該事業年度の損金に算入することができます。この寄付金をご希望される場合は、学校法人神奈川大学総務部募金課までご連絡ください。

2) 特定寄付金

- ①この寄付金は、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、次の額を限度として損金に算入することができます。

$$\text{損金算入限度額} = (\text{資本等の金額} \times 0.375\% (\text{注1}) + \text{当該年度所得} \times 6.25\% (\text{注2})) \times 1/2$$

(注1)平成24年3月31日以前に開始する事業年度は、0.25%となります。

(注2)平成24年3月31日以前に開始する事業年度は、5.0%となります。

- ②「本法人発行の領収書」と「特定公益増進法人証明書（写し）」によって手続きすることができます。